

秋季火災予防運動 始まる



『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』を統一防火標語として全国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。

- 1 期 間** 令和2年11月9日（月）から11月15日（日）までの7日間
2 推進項目 住宅防火対策の推進

① 住宅用火災警報器を備えましたか？

消防法の改正により、すべての住宅に**住宅用火災警報器の設置が義務**付けられています。住宅用火災警報器を備えていたことで、大切な命や財産を守ることができた事例が報告されていますので、未設置世帯では早急の設置をお願いします。

また、設置義務化から10年以上が経過したことから、**電池切れ**による機能の不具合が起こる可能性があります。定期的な点検と10年以上経過した住宅用火災警報器は本体を新しいものと交換し、安心して暮らせる住宅防火を心がけて下さい。

- ◆ 住宅用火災警報器が鳴ったら、まずは火災かどうか、周囲の状況をよく見て、煙や臭気がないか確認しましょう。
- ◆ 飯塚地区消防本部管内で発生した住宅用火災警報器の奏功事例については、飯塚地区消防本部のホームページ (<http://www.iizuka119.jp/>) に掲載しています。

『住宅防火 いのちを守る 7つのポイント』

－ 3つの習慣・4つの対策－

3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

② 通電火災を防ぐために

地震や台風などの自然災害による停電発生時に懸念される「通電火災の対策」をまとめていますので、今後の防火対策の参考としてください。

「通電火災対策」

◆通電火災とは 停電後、停電が復旧した際の**再通電時**に発生が懸念される火災

◆主な要因

(地震発生時)

- 転倒した家具の下敷きになり損傷した配線などに再通電し、発熱発火する。
- 落下したカーテンや洗濯物といった可燃物がヒーターに接触した状態で再通電し、着火する。
- 転倒したヒーターや照明器具（白熱灯など）が可燃物に接触した状態で再通電し、着火する。
- 水槽が転倒し露出した観賞魚用ヒーターに再通電し、周囲の可燃物に着火する。
- 再通電時に発生した電氣的火花により、漏れ出たガスに引火・爆発する。

(風水害発生時)

- 家屋への浸水や雨漏りによる、電化製品の基板等の損傷により、再通電時にショートが生じ発火する。
- コンセントに水分が付着し、再通電時にトラッキングが生じ発火する。

◆主な対策

(停電時・避難時の対応)

- 停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く。
- 停電中に自宅から離れる際は、ブレーカーを落とす。

※平時から忘れないよう、玄関ドアに「避難時ブレーカー断」等の表示をしておく。

(停電復旧時の対応)

- 給電が再開されたら、浸水などにより電化製品が破損していないか、配線やコードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにはないかなど、十分に安全を確認してから電化製品を使用する。
- 建物や電化製品等には外見上の損傷がなくとも、壁内の配線の損傷や電化製品内部の故障により、再通電後、長時間経過したのち火災に至ることがあるため、煙の発生やにおいなどの異常を発見した際は直ちにブレーカーを落とし、消防機関に連絡する。
- 浸水等により一度水に濡れた電化製品は使用しない。

(日頃からの備え)

- 住宅用分電盤の機能充実

漏電ブレーカー：漏電を検知し電気の供給を遮断する機器

コード短絡保護機能：配線の損傷や短絡を検出し電気を自動で遮断する機能

- 感震ブレーカーの設置